

住家被害に対する支援を受けるためには罹災証明書が必要です

地震や台風などの自然災害により住家(人が住むための建物)が被災した場合、被害の程度により、被災者生活再建支援金の支給や税の減免など、様々な支援を受けることができます。支援を受けるためには、罹災証明書という書類が必要です。

罹災証明書は、住家の被害調査等を実施し、被害の程度を公的に証明するものです。

▶手続方法

①申請

＜電子申請の場合＞マイナポータルを経由したオンライン申請が可能です。なお、電子申請の際にはマイナンバーカードか、スマホ用署名用電子証明書の設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要となります。

＜書類提出による申請の場合＞罹災証明書交付申請書に必要事項を記入し、役場1階4番税務課窓口まで提出してください。申請書は役場1階4番税務課または町公式ウェブサイトからダウンロード可能です。

②住家被害調査

町職員がご自宅に訪問し、住家の被害を調査します。

【第一次調査】外からの目視で損傷を確認し、損害割合を算定します。

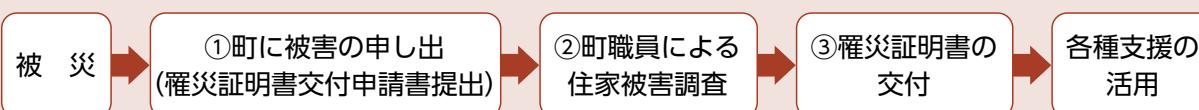
※場合によっては、第二次調査から行うこともあります。

【第二次調査】目視に加えて住家の傾きや柱、外壁、内壁、床、基礎など、家の部位ごとの損傷率を確認し、損害割合を算定します。

※調査の判定に疑問がある場合には、再調査を依頼することもできます。

③罹災証明書の交付

調査後、罹災証明書の準備が整いましたら郵送にて交付します。被害の程度により、罹災証明書の発行までに1か月以上かかることがあります。



▶費用 無料

▶問合せ 【罹災証明書について】税務課課税グループ ☎ 28・2434
【防災全般について】防災安全課防災安全グループ ☎ 28・0355

臨空第2公園整備検討会議委員公募

町内の避難施設が不足する青山地区の防災能力向上のための避難所を整備するとともに、新たな賑わいの創出のため、愛知県基幹的広域防災拠点整備予定地の隣接地に新たな公園の整備を予定しています。

公園の整備にあたり、住民ニーズを反映し、愛着感を持てる公園とするため検討会議を設置します。

この検討会議の委員を公募します。

▶応募条件 本町在住の18歳以上の方で、平日の昼間に開催する会議に参加できる方

▶募集人数 3名

▶任期 令和6年4月頃まで(予定)

4回程度会議を開催予定(令和5年12月・令和6年2月・3月・4月を予定)

▶応募方法 役場2階防災拠点推進室に設置してある応募用紙に必要事項を記入して応募してください。郵送、ファックス、電子メールでも受け付けます。

▶必要事項 ①住所、②氏名、③職業、④生年月日、⑤電話番号、⑥応募理由

▶締切 令和5年11月20日(月)

▶備考 応募者多数の場合は選考させていただきます

▶問合せ 防災拠点推進室 ☎ 28・2463 FAX 29・3151

▶メール bousaikyoten@town.toyoyama.lg.jp